



GINZA SIX バルーン 2017.7

酷暑の候、皆様には益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

日本の人口減少とそれに伴う労働力不足については再々言及して参りましたが、その中でも喫緊の課題は団塊の世代が後期高齢者となる2025年、所謂大介護時代に介護を担う介護職人材の25万人といわれる不足をどのように補うかとのことです。

本旨は人手不足対策ではないものの、昨年の入管法改正に伴い技能実習生の職種に介護職を加え本年11月に施行するとのパブリックコメントがなされました。ご承知の通り当組合では組合事業として外国人技能実習生受入れ事業（無料職業紹介事業・監理事業）を行っておりベトナム・中国・タイ・フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパールから多くの若者が愛知県内の組合員事業所において自国の発展に寄与すべく技術の習得に励んでいます。組合員様の要望もあり介護職の受入れ監理事業にも参加するべくスタッフ一同研鑽を積んでいるところでです。

但し一方では、日本人の低賃金固定化を助長するとして技能実習生制度そのものに批判の声があります。確かに10数年以前の研修生制度においてはそのようなことがあったのは事実ですが、近年中国、東南アジアにおいての募集は自国の賃金上昇、及び競合受入れ国（韓国、台湾、シンガポール、カナダ、中近東）の好雇用条件により応募者の確保が大変難しくなっており、又中国が近い将来は労働人材受入れ大国になるとする中、受入れ競争はさらに激化すると予測され、低賃金の固定化というような批判は当たらなくなっています。

多様性を求められる時代に対応できなければ今後事業者として生き残ることはできないのではないのでしょうか。また介護問題は人として我々個人に関わる重大な問題でもあります。

協同組合の特性は、出資者であり利用者であるとともに経営参画者でもあります。多くの皆様に組合事業への積極的な経営参加をお願いいたします。

愛知商工連盟協同組合

代表理事 鹿島均



「激動する世界、日本を見すえて、地域に生きる時代」

株式会社マークス様

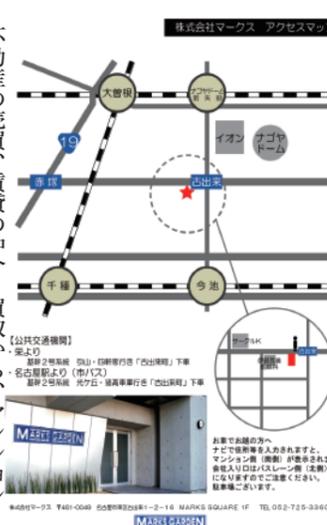
不動産業
代表取締役
鈴木 雅之

〒461-0049 名古屋市中区古出来一丁目二番十六号

この度、組合に加入させていただきました。株式会社マークス 代表取締役 鈴木 雅之と申します。

何卒、宜しくお願いいたします。

私も名古屋ドームの近くの古出来町で不動産屋さんをしています。基幹バスレーン沿いに店舗を構えておりますので、お気軽にお立ち寄りください。



不動産の売買、賃貸の仲介、買取から、マンション、アパートの管理、オーナー様の資産形成、空き家対策、さらには相続対策など不動産業・不動産管理業、不動産賃貸業等々よろず相談承ります。

我々は、日々の業務を通して、少子高齢化問題と直面することがしばしばございます。例えば、独居老人の孤独死の場面に遭遇したことも。また、弁護士さんからの依頼で遺産分割協議が揉めて、調停となり、金銭分割のため売却のお手伝いも長年させていただきました。

せっかくなので不動産資産です、入居者様に快適に過ごして頂きたいし、相続人の争いの種になってはご先祖様に申し訳ないなあと思うこともしばしばございます。

今まで処理した紛争事例での経験を、しあわせな資産管理、相続対策に生かしたい。そんな想いで、「財産パートナーズ」という相続対策のサービスを行っております。

相続財産の中でも重要な位置を占める不動産資産に関して適切な提案を各種専門家の皆様と一緒にご提案させていただきます。

愛知商工連盟協同組合様とは昨年、相続対策タスクフォースで弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、保険業等の専門家の皆様と不動産業・不動産



写真中央 鈴木社長

株式会社 マークス
でんわ 052-725-3360~1
ファクス 052-725-3362
メール m-suzuki@marks-garden.jp
HP http://www.marks-garden.jp/



ASK ばんこくレポート Vol.1

「愛商連はなぜ今、バンコクに駐在事務所を」

日本の人口動態の特徴として、少子高齢化と人口減少の問題が取りざたされて久しくなりますが、とりわけ人口減少の問題は必然的に労働力人口の減少をも招きます。

今、日本は外国人の雇用を真剣に考える必要に迫られています。21世紀に入って早々、愛商連は組合員様のご要望により外国人技能実習生の受入れをご案内して参りました。

外国人技能実習生制度の本義である国際貢献。この本義の実現と労働力人口の減少という問題の解決。この二つの目的を両立させながら日本が直面する難題に本気で取り組む。この決意のもと、愛商連は今、タイのバンコクに駐在事務所を設置しました。

愛商連がご案内させていただいている技能実習生の国籍は多岐にわたります。これは、多様化する組合員様のご要望を出来る限り尊重させて頂くという愛商連の方針によるものです。しかし、技能実習生の母国となるのは主に開発途上国であり、その社会、文化、宗教、政治、経済はどれをとっても日本のものとは大きく異なり且つ多様性に富んでいます。これらの土壌を背景に育った技能実習生の国民性を一義的な表現で理解するのは至難の業です。又、日本行きを希望する技能実習生の真の動機を理解するために、彼らに対する共感に根差した深い洞察が必要とす。

残念ながら既に日本は外国人が無条件に就労を希望する国ではありません。最近では、シンガポール、韓国、香港等のアジアの国々が外国人の就労先として人気を博しています。この様な一筋縄ではいかない状況の中で、如何に組合員様のご期待にそうすることが出来るのか。如何に実習生たちの自己の実現に貢献出来るのか。愛商連はタイのバンコクからこれら課題の解決に努めて参ります。

次回は、タイと東南アジア諸国との関係に触れながら愛商連の取り組みに関してご紹介いたします。

国際事業部海外開発部長 福田 譲

会社の登記 第一回

「株式会社」の取締役の任期は、最長で10年です

こんにちは。司法書士の林清忠です。今回からは「会社の登記」をテーマにお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

株式会社は、取締役の任期の原則は2年です。正確に言うと「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」です。この原則の2年が、「公開会社でない株式会社」においては、定款で「選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に延長することができます。これが世間で言われている、いわゆる任期10年というものです。

このように任期10年とするには、主な要件が2つあって、1つは、「公開会社でない株式会社」であること。2つは、「公開会社でない株式会社」とは、株式の譲渡について株式会社の承認を要する旨の定款の定めがある会社のことです。いわゆる「株式譲渡制限会社」のことです。同族会社の場合は、「公開会社でない株式会社」に該当する場合があります。

新会社法施行日である平成18年5月1日より前から存在していた会社が、新会社法施行後に、取締役の任期を10年に延長した会社もあるかと思いますが、そもそも、役員改選の手続をしたのがいつだったのか？を正確に確認してみたいかと思えます。登記手続があまりにも遅れたら、直ぐに過料が科されるとは思います。一日でも遅れたら、直ぐに過料が科されるとは思います。一日でも遅れたら、直ぐに過料が科されるとは思います。一日でも遅れたら、直ぐに過料が科されるとは思います。一日でも遅れたら、直ぐに過料が科されるとは思います。

また、株式会社は12年以上登記がされていない場合、官報公告や法務局からの通知などの手続を経た後、登記官が職権で解散の登記をすることがあります。解散後3年以内であれば会社を継続することもできますが、事業年度が解散で一旦区切られてしまえば、事実上かなりの影響がありますので、ご注意ください。

ご相談いただければ、迅速に対応いたします。
〒466-0095 春日井市西本町2-11の15
司法書士・行政書士 林 清忠 事務所
0568(35)7161